

紳慈秀明会に関する報道事件の状況

No	報道の概要	会の見解
1	<p>宗教法人「紳慈秀明会」、会長ら 16 億円申告漏れ (2006 年 4 月 19 周朝目新聞(関西版)ほか) 宗教法人『紳慈秀明会』の設立者であり、03 年 11 月に死去した会主小山美秀子の遺産をめぐり、同会と小山弘子会長ら親族が大阪国税周の税務調査を受け、棉続税など計約 16 億円の申告漏れを指摘された。</p> <p>生前会主小山美秀子は美術品約 700 点を紳慈秀明会、秀開文化財団に寄贈し、MIHO MUSEUM で展示していた。大阪国税局は、これらの美術品について非課税措置を受けるために必要な書類が税務当局に提出されていないため、寄付した物と認めなかった。その他、京都国立博物館に寄託していた茶道具や掛け軸など約 40 点も同様に申告漏れと判断した。</p> <p>また、美秀子の次男であり同会役員である人物が、発注の施設工事に絡んで請負業者から得た謝礼金計 1 億円を自分が代表を務める赤字会社が受け取ったことにし、個人の所得申告から除外していた。</p>	<p>紳慈秀明会では会主小山美秀子から寄贈された美術品を MIHOMUSEUM の美循環台帳に寄贈として記入し、当会の顧問税理士の指導のもと適切に処理していたが寄贈とはみなされず、すべて遺産と判断された。また京都国立博物館に寄託していた美術品に関しても、適切な書類を作成し寄託していたが、寄託とはみなされず、大阪国税局より「意図的な隠蔽にあたる」という認定を受けた。大阪国税局との見解の相違があり不本意ではあったが国税局の指摘に応じ納税した。</p> <p>会主小山美秀子の次男である人物は、覇周新聞の報道は事実無根であるとして、提訴していたが、会としてはこのような報道がなされたことを重く受け止め、すべての役職から辞任してもらった。</p> <p>当時の関係者は辞任し、現在は事務・経理担当者を一刷新し、透明性のある業務体制になっている。</p>
2	<p>撫掘古美術品の海外流出、伊検察側が滋賀の美術館名指し (2007 年 6 月 2 目読売新聞) イタリアで盗掘美術品が流出した事件で、公判に出席した伊検察側の鑑定人により「日本の MIHOMUSEUM も盗掘品を所蔵している」と指摘される。MIHOMUSEUM が所蔵する大理石の装飾彫刻など、伊捜査当局が国際密輸シンジケートから押収した盗掘品写真中に「同一品が見つかった」とのこと。</p>	<p>イタリア当局から MIHOMUSEUM に対しては何の問合せもない。</p> <p>MIHOMUSEUM 所蔵の美術品はすべて海外を代表する美術商やコレクターが適法に占有していたものを適法に購入し輸入したものである。したがって報道のような事実は全くない。</p>

3	<p>「借金知りながら献金を勧誘」京都地裁、神慈秀明会に賠償命令 (2007年12月26日 京都新聞、毎日新聞、朝日新聞)</p> <p>借金を繰り返して経済的な余裕がないことを知りながら献金させたのは不当として、川崎市の四十代の女性が宗教法人「締慈秀明会」(本部・甲賀市信楽町)と代表者らに約二千万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が二十五日、京都地裁であった。中村哲裁判長は「(献金の)勧誘行為は社会的に相当な範囲を超えて違法」として六百六十万円の支払いを命じた。</p>	<p><当時の東京支部の信者の証言から></p> <p>訴えを起こしていたYさんは昭和56年頃に姉慈秀明会に入信した。</p> <p>入信当初から熱心に東只支部に参拝していたが、人と関ることを苦手とするタイプの方で、布教活動には参加していなかった。献金に関しても、自分の給与からコツコツと納めていた。当時はプログラマーとして相応の収入があったようである、その後平成7、8年頃に歯医者での治療で被害を受けたとして医療過誤の訴訟を起こし、それから性格が一変したように称慈秀明会に対しても「騙されて献金させられた」と訴えるようになった。</p> <p>原告は平成10年に調停を起こし、それから係争が続いた。途中何度も原告の代理人が変わり、京都地裁の判決が出る前には、裁判長から和解の提示があった。柿慈秀明会は前向きに検討していたが、それも拒否したため、京都地裁は献金の一部に当たる660万円の支払を神慈秀明会に命じた。原告はこれに不服をとなえ、控訴、上告を経たが結局、京都地裁の判決が確定し、柿慈秀明会はこの金額を総て原告に支払った。これにより本件は完全に終了した。</p> <p>ところが、Yさんは改めて東京地裁へ同一事実を前提に1,880万円の請求訴訟を提起してきた。東京地裁は、この異例の明白な二重訴訟に対し、訴えを却下した。</p> <p>なお柿慈秀明会は本件にいたるまで、数件の訴訟に対応したが、一度も敗訴判決を受けたことはない。</p>
4	<p>町助役、業者から謝礼?宗教法人への町有地売却で (2008年5月7日朝日新聞)</p> <p>滋賀県・旧信楽町の町有地を宗教法人「神慈秀明会」が買収した際、当時の町助役(66)が、神慈秀明会から買収業務を任された大津市の不動産会社を便宜を図り、見</p>	<p>この町有地は神慈秀明会の敷地内にあり、神殿教祖殿の南東数百メートルにあるため、神慈秀明会として重要な土地であった旧土地の購入に関しては当時土地の売買を委任していた不動産会社を信頼し取引を一任していたため、実測で土地を購入した。町の売却価格が公簿面積の約5200万円だったことは知らなかった。</p>

	返りに同杜側から多額の謝礼を受け取っていた疑いのあることが、関係者の話でわかった。町は不動産鑑定をせず土地を売却。同杜は高値で神慈秀明会に転売し、数億円の利ざやを得ていた。	その後この不動産会杜との取引は停止し、現在土地の売買に関しては、諮問機関を設け、弁護士、土地家屋調査士等の助言を受け、適正な価格で購入している。
5	岩永峯一元農相、6000万円献金隠し。宗教法人と親密。 (2009年02月13日朝肩新聞) 小泉政権で農水相をつとめた岩永峯一衆院議員が、神慈秀明会から得た政治献金6000万円を政治資金収支報告書に記載していないことがわかった。金を隠した岩永氏は、政治資金規制法違反の疑いがある。 神慈秀明会側は朝目新聞の取材に対し、6000万円の政治献金を行ったことを認めたと、岩永氏側は献金を受けていなかったとし、証言は食い違っている。	神慈秀明会は、岩永峯一元衆院議員から『自由民主党滋賀県第四選挙区支部へのご寄付のお願い』という文書で献金の要請を受け、平成15年に3000万円、平成17年に3000万円を、「自由民主党滋賀県第四選挙区支部支部長岩永峯一」名義宛に献金し、どちらとも領収書を受領している。 新聞報道後、岩永元議員側から献金返還の申し入れがあったがお断りした。 神慈秀明会は特定の政党、議員とのつながりは持たないという創立者の方針のもと、現在は政治的な活動は一切していない。

神慈秀明会拠点近年の建設状況

拠点	竣工	備考
四日市グループ	H17.12	反対なし
平グループ	H18.7	反対なし
青森出張所	H19.7	反対なし
盛岡出張所	H19.3	反対なし
松本出張所	H19.5	反対なし
富山研修センター	H19.10	反対なし
横浜集会所	H19.10	土地購入時から地域の自治活動に積極的に参加し地域住民の方々と良好な関係を築いていたが突如近隣住民を越えた反対運動が起こった。相手方の起こした調停に誠実に対応し竣工することができた。 竣工後は反対運動がなかったかのような良好な関係を近隣住民と築いている
高知支部	H19.4	反対なし
淡路グループ	H19.7	反対なし

中津川グループ	H19. 12	反対なし
名古屋研修センター	H21. 9	反対なし
豊国研修センター	H22. 2	反対なし
宮崎集会所	H22. 6	近隣住民を越えた反対運動が起った。何度か説明会を開き理解を得ようと努力したが、全く説明を聞こうとせず、エ事の妨害にまで至ったため、やむなく宮崎地方裁判所に建物建築エ事妨害禁止仮処分を申立、約 1 ヶ月で仮処分決定の判決をいただいた。その後は順調に建設が進み、平成 22 年 6 月 20 日に竣工。竣工後は反対運動がなかったかのような良好な関係を近隣住民と築いている。
さがみ出張所	H22. 11	近隣住民から反対が起り説明会の開催を求められたが、説明会において誠実に対応し理解をいただき、平成 22 年 11 月 23 日に竣工。 竣工後は反対運動がなかったかのような良好な関係を近隣住民と築いている
金沢出張所	H23. 7	反対なし
徳山出張所	H24. 1	当初建設を予定していた場所よりも好条件の土地が見つかり、平成 24 年 1 月 21 日に竣工。竣工後は反対運動がなかったかのような良好な関係を近隣住民と築いている
名古屋支部	H24. 4	反対なし
鳥取集会所	H24. 6	近隣住民から反対が起り説明会の開催を求められたが、説明会において誠実に対応し理解をいただき、平成 24 年 6 月 23 日に竣工。竣工後は反対運動がなかったかのような良好な関係を近隣住民と築いている
広島支部	H24. 12	反対なし
東京支部	H25. 4	反対なし